今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱

　（目的）

1. この要綱は、木造住宅の耐震改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、本市の区域内に存する木造住宅の耐震改修設計に要する経費に対し今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
   1. 耐震改修設計事務所　愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年７月施行）に基づき登録された建築士事務所をいう。
   2. 耐震診断　愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、耐震改修設計事務所が実施する耐震診断をいう。
   3. 耐震改修設計　地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（改修前後の耐震診断結果報告書、計画書及び積算見積書（当該補強工事以外の工事を併せて行う場合にあっては、経費の区分が明確であるものに限る。）を含む。）の作成で、耐震改修設計事務所が行うものをいう。
   4. 既存木造住宅　市内にある昭和56年５月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）で、地上階数が２以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組壁工法、丸太組構法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。
   5. 評価委員会等　愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が設置する愛媛県建築物耐震評価委員会又は民間木造住宅耐震等の評価機関をいう。

　（補助対象者）

1. 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
   1. 既存木造住宅の所有者で、所有者の世帯全員が市税を滞納していないもの
   2. 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないもの

　（補助対象事業）

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する既存木造住宅の耐震改修設計であって、次に掲げる要件を満たすものとする。
   1. 評価委員会等にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「総合評点」という。）が1.0未満と診断された既存木造住宅であること。
   2. 改修後の総合評点が1.0以上となるものであって、評価委員会等にて耐震改修計画の評価を受けたものであること。

（補助対象経費）

1. 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実施する補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の全部又は一部とする。
2. 前項の規定にかかわらず、補助対象者が実施する耐震改修設計のうち、耐震補強に寄与しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費としない。

　（補助金の額）

1. 補助金の額は、補助対象経費（評価委員会等における耐震診断の評価に要する費用を含む。）の３分の２以内とし、20万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

　（補助事業の交付申請）

1. 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
   1. 位置図、配置図、平面図及び写真等
   2. 建築確認済証の写しその他建築年月日が確認できる書類
   3. 所有者であることが確認できる書類
   4. 木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価書の写し（評価委員会等における耐震診断の評価を受けている場合に限る。）
   5. 耐震改修設計代金見積書及び内訳書
   6. 納税状況調査同意書
   7. その他市長が必要と認める書類
2. 前項に規定する申請を行う者（以下「交付申請者」という。）は、補助金の受領を耐震改修設計業者に委任することができる。この場合において、交付申請者は、前項の交付申請書に今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金代理受領予定届出書（別記様式第２号）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

1. 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに、その内容を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定し、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付決定通知書（別記様式第３号）又は今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金不交付決定通知書（別記様式第４号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の変更申請）

1. 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）のうち、次の各号のいずれかに変更が生じる場合は、今治市木造住宅耐震改修設計事業変更申請書（別記様式第５号）に変更内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。
   1. 補助事業者
   2. 補助対象経費
   3. 補助事業の内容
2. 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条で決定した補助金額に変更が生じる場合は、今治市木造住宅耐震改修設計事業交付決定変更通知書（別記様式第６号）を、補助金額に変更が生じない場合は、今治市木造住宅耐震改修設計事業変更承認通知書（別記様式第７号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

1. 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付申請取下申請書（別記様式第８号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
2. 市長は、前項の規定による申請があった場合は、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付申請取下承認通知書（別記様式第９号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

1. 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに今治市木造住宅耐震改修設計事業実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。
   1. 木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価書の写し（補助事業の交付申請において当該書類が添付されていない場合に限る。）
   2. 木造住宅改修耐震診断結果報告書の写し
   3. 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価証の写し
   4. 耐震改修計画書の写し
   5. 耐震改修設計契約書の写し
   6. 耐震改修工事設計図書（施工箇所及び内容等を記載したもの）の写し
   7. 耐震改修工事費概算見積書及び内訳書
   8. 耐震改修設計代金領収書の写し
   9. その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

1. 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

1. 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付額請求書（別記様式第12号）により、補助金を請求することができる。
2. 第７条第２項後段の規定による届出を行った補助事業者は、前項に規定する補助金の交付請求において、補助金の受領を耐震改修設計業者に委任するときは、前項の請求書に今治市木造住宅耐震改修設計補助金代理受領委任状（別記様式第13号）を添付し、市長に提出しなければならない。
3. 市長は、第１項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

　（地位の継承）

1. 補助事業者が、死亡その他の特段の事情により補助事業を実施又は継続することが困難となった場合において、相続等により補助事業者の法的な地位を継承した者は、市長に申請し、承認を受けることにより、この要綱の規定に基づき補助事業者が取得した地位を継承することができる。
2. 前項の規定によりこの要綱に基づく補助事業者の地位を継承しようとする者（以下「補助事業継承者」という。）は、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金地位継承申請書（別記様式第14号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
   1. 地位を継承する者であることを証する書類
   2. 共有者又は占有者の同意書（共有の場合又は所有者と占有者が異なる場合）
   3. 納税状況調査同意書
   4. その他市長が必要と認める書類
3. 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、地位の継承を認めたときは、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金地位継承認定通知書（別記様式第15号）により、補助事業継承者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

1. 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
   1. 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
   2. 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
   3. 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
   4. 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
   5. この要綱に規定する補助要件を欠くとき。
   6. 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

1. 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第16号）により、補助事業者に通知するとともに、その取消しに係る補助金について、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の保管）

1. 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間これらを保管しなければならない。

（適用除外）

1. 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。
   1. 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している既存木造住宅である場合
   2. 過去にこの要綱に規定する補助金が交付された補助対象者による場合
   3. 耐震改修設計に係る経費について、他の補助金制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となった耐震改修設計又は交付の対象となる予定の耐震改修設計の場合

　（委任）

1. この要綱に定めるもののほか、補助金の申請等に係る事業の執行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第７条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付申請書

　年　　月　　日

（宛先）今治市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき，次の事業について申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 建物所在地 | 今治市 |
| 耐震診断受診年度 | 年度 |
| 耐震診断評価番号 |  |
| 事業着手予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 事業完了予定年月日 | 年　　月　　日 |
| 耐震改修設計（改修耐震  診断）委託先事務所名 | （℡：（　　　　）　　　－　　　　　） |
| 事業費（予定額） | 円 |
| 耐震改修設計事業補助金の申込みをするに当たり，次のいずれにも該当することを誓約します。   * 1. 市税を滞納していないこと。   2. 今治市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。   　　なお，上記について，市長が必要と認める場合には，調査することに同意します。 | |

（添付書類）

* 1. 位置図，配置図，平面図及び写真等（現況を示したもの）
  2. 建築確認済証の写しその他建築年月日が確認できる書類
  3. 所有者であることが確認できる書類
  4. 木造住宅耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震診断結果報告書評価書の写し（評価委員会等における耐震診断の評価を受けている場合に限る。）
  5. 納税状況調査同意書
  6. その他市長が必要と認める書類

（別紙）

納税状況調査同意書

申請者である私の世帯全員について、市税の納税状況を調査することに同意します。

　（宛先）今治市長

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

|  |
| --- |
|  |

※　申請者は記入しないでください。

※　市税の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 上記のものから補助金交付申請があったので、申請者の世帯全員の納税状況調査をお願いします。  　　　　年　　月　　日  　　　課長　様  　　課長 | | | |
|  | 市税滞納の有無 | 滞納がないとき・・・「滞納なし」  滞納があるとき・・・「滞納あり」 |  |
| 納税状況は上記のとおりです。  年　　月　　日　　　　　課長　　　　　　　　　印 | | | |

別記様式第２号（第７条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金代理受領予定届出書

　（宛先）今治市長

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

今治市木造住宅耐震改修設計事業に関する補助金の受領権限を下記のとおり委任する予定です。

記

住所

事業者名

代表者名

別記様式第３号（第８条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付決定通知書

今治市指令　　第　　号

　　　　　　　　様

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

　なお、補助事業の変更がある場合は、今治市木造住宅耐震改修設計事業変更申請書（別記様式第５号）を、取り下げする場合は、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付申請取下申請書（別記様式第８号）を速やかに提出してください。

　また、補助事業が完了したときは、遅滞なく、今治市木造住宅耐震改修設計事業実績報告書（別記様式第10号）に関係書類を添えて報告してください。

　　　　　年　　月　　日

今治市長　　　　　　印

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付年度 | 年度 | 受付番号 | 第　　　号 |
| 補助金交付決定通知額 | 交付決定合計額　　　　　　　　　　円 | | |
| 交付の条件及び指示 | * 1. この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。   2. この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。   3. 今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第15条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。   4. (３)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求める。   5. 評価委員会等にて評価を受けた診断の結果、総合評点1.0以上と診断された場合の耐震改修設計事業は、補助対象とならないから、本交付決定を取り消す。 | | |

別記様式第４号（第８条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金不交付決定通知書

今治市指令　　第　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

今治市長　　　　　印

　今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第７条の規定により申請のありました補助事業について、同要綱第８条の規定に基づき次の理由により補助金の不交付を決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 不交付の理由 |  |

別記様式第５号（第９条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業変更申請書

年　　月　　日

　（宛先）今治市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日付け今治市指令　　第　　号で補助金交付決定の通知があった補助事業を変更したいので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更する内容 |  |
| 変更する理由 |  |

※具体的に記載してください。

別記様式第６号（第９条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付決定変更通知書

今治市指令　　第　　号

　　　　　　　　　　　　様

　　　　年　　月　　日付け今治市指令　　第　　号で交付決定を通知した今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金については、次のとおり当該決定の額を変更したので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

今治市長　　　　　印

記

1. 変更に係る補助事業の内容は、　　年　　月　　日付け変更申請書記載のとおりとする。
2. 変更に係る交付決定の額は、次のとおりとする。

（単位：千円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 既交付決定額 | 今回変更増減額 | 変更交付決定額 |
| 補助事業に要する経費 |  |  |  |
| 補助金の額 |  |  |  |

別記様式第７号（第９条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業変更承認通知書

今治市指令　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

今治市長　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで変更申請のあった今治市木造住宅耐震改修設計事業については、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第９条第２項の規定により、その申請を承認したことを通知します。

記

1. 変更に係る補助事業の内容は、　　年　　月　　日付け変更申請書記載のとおりとする。

別記様式第８号（第10条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付申請取下申請書

　　年　　月　　日

　（宛先）今治市長

住　　所

申請者　　氏　　名

電話番号

　　　　年　　月　　日付け今治市指令　　第　　号で補助金交付決定の通知があった補助事業を取り下げしたいので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第10条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取下理由 |  |

別記様式第９号（第10条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付申請取下承認通知書

今治市指令　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

今治市長　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで取下申請のあった今治市木造住宅耐震改修設計事業については、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第10条第２項の規定により、承認したことを通知します。

別記様式第10号（第11条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業実績報告書

　　年　　月　　日

　（宛先）今治市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

　　　　年　　月　　日付け今治市指令　　第　　号で補助金交付決定の通知があった補助事業について、補助事業が完了したので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業実績額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円
2. 事業期間
3. 補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

別記様式第11号（第12条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付額確定通知書

今治市指令　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

今治市長　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで報告のあった今治市木造住宅耐震改修設計事業実績報告書を審査した結果、適正に事業が行われていると認めましたので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり通知します。

　なお、速やかに同要綱第13条の規定による請求を行ってください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 交　付　年　度 | 年度 |
| 補助金交付確定額 | 円 |

別記様式第12号（第13条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金請求書

年　　月　　日

　（宛先）今治市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　年　　月　　日付け今治市指令　　第　　号で補助金交付額確定の通知があった補助金の交付を受けたいので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

記

　補助金請求額

別記様式第13号（第13条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計補助金代理受領委任状

　（宛先）今治市長

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

(自署)  
　　　　　　　　　　　　委任者　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　（補助事業者）　電話番号

耐震改修設計補助金の受領権限を下記の者に委任いたします。

記

1. 補助金額　　　金　　　　円
2. 受任者

　　　住所

　　　会社名

　　　代表者名

1. 受任者振込口座名

　（補助金振込先口座）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | □　銀　行  □　金　庫  □　農　協 | | □　本　店  □　支　店  □　支　所 |
| 預金種別 | □　普通　　　□当座 | 口座番号 |  |
| 口座名義人 | （ふりがな）  　氏　　名 | | |

別記様式第14号（第14条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金地位継承申請書

（宛先）今治市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　申請者　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　年　　月　　日付け　　　　　第　　　号により内定（交付決定）通知を受けた今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付の地位を継承したいので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第14条第２項の規定により申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建物所在地 | | 今治市 |
| 申請者 | 変更前 | 住　　所  氏　　名 |
| 変更後 | 住　　所  氏　　名 |
| 継承の理由 | |  |
| 継承の年月日 | | 年　　月　　日 |
| 補助事業申請者等の地位を継承するに当たり、次のいずれにも該当することを誓約します。   * 1. 市税を滞納していないこと。   2. 今治市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。   　　なお、上記について、市が必要と認める場合には、調査することに同意します。 | | |

（添付書類）

* 1. 地位を継承する者であることを証する書類
  2. 共有者又は占有者の同意書（共有の場合又は所有者と占有者が異なる場合）
  3. 納税状況調査同意書
  4. その他市長が必要と認める書類

別記様式第15号（第14条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金地位継承認定通知書

　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

今治市長　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった今治市木造住宅耐震改修設計事業については、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第14条第３項の規定により、認定したことを通知します。

別記様式第16号（第16条関係）

今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付決定取消通知書

今治市指令　第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

今治市長　　　　　印

　　　　年　　月　　日付け今治市指令　　第　　号で補助金交付決定（確定）通知をした今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金については、次のとおり取り消したので、今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

　なお、既に交付された補助金がある場合は、速やかに返還をしてください。

記

1. 補助金交付決定（確定）額　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （内訳） | 既決定額 | 円 |  |
| 取消額 | 円 |
| 取消後決定額 | 円 |

1. 交付済補助金の返還

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 既交付済額 | 円 |  |
| 取消後交付すべき額 | 円 |
| 返還補助金額 | 円 |

1. 取り消し理由

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 取消該当条項 | 今治市木造住宅耐震改修設計事業補助金交付要綱  第15条第　　号該当 |  |
| 取消理由 |  |